

情報公開非開示決定処分取消請求事件

原告 三宅勝久

被告 日野市

## 証拠説明書

2019年12月11日

東京地方裁判所御中

原告 三宅勝久

z

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考	
甲 1	「行政情報部分 開示決定通知 書」(日監第7 9号)	原本	2019年 9月12 日	日野市監査 委員	原告が2019年8月29 日付で、日野市監査委員に 対して、日野市情報公開条 例に基づく公文書開示請求 を行った事実。請求内容が 「日野市立病院相談役に関 する住民監査請求(日監2 9号)について、監査委員 が保有するいっさいの文 書」である事実。開示請求 に対して日野市監査委員 は、当該住民監査請求関連 文書のうち「要件審査表」 のみを特定し、部分開示し た事実など。	

甲 2	「行政情報非開示決定通知書」 (日監第 7 9 号)	同上	同上	同上	原告が 2019 年 8 月 29 日付で、日野市監査委員に対して、日野市情報公開条例に基づく公文書開示請求を行った事実。請求内容が「日野市立病院相談役に関する住民監査請求(日監 29 号)について、監査委員が保有するいっさいの文書」である事実。開示請求に対して日野市監査委員は、当該住民監査請求関連文書のうち「要件審査表」のみを特定した上で部分開示し、それ以外の文書については、文書名をいっさい明らかにしないまま非開示処分にした事実。要件審査表以外の文書を、文書名も含めていっさい非開示処分にした理由として、処分行政庁は、対象情報が条例 7 条 6 号アに該当する旨原告に通知した事実など。
甲 3	日野市情報公開条例	写し		日野市	日野市では、情報公開条例によって日野市政について市民の知る権利を保障している事実、同条例に文書の存否自体の回答を拒否できる規定がある事実など。

以上